

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、中長期的な企業価値の向上を図るため、この基本方針を制定します。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスについての考え方)

第1条 当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) ステークホルダーの履歴を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性の確保を図ります。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は株主総会において、株主がその権利を適切に行使することができるよう、以下をはじめとする環境の整備に努めます。

(1) 株主が株主総会の議案について、十分な検討期間を確保するため、招集通知について法定期限よりも前に発送するように努め、また、直ちに当社 web サイト及び東京証券取引所の web サイトから閲覧できるように開示します。

(2) 株主総会に出席できない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めます。

(平等性の確保)

第3条 当社は、全ての株主をその持ち分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時・適切な情報開示を行います。

(政策保有株式)

第4条 当社の政策保有株式を保有する方針としては、当社の企業価値の向上させることを目的とします。

2 当社は、政策保有株式を保有する場合は、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて審議し、それを踏まえた保有目的や合理性について確認します。

3 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案についてその内容を精査し、株主価値の向上に資するものであるかを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。

(関連当事者との取引)

第5条 当社は、当社役員と取引をする場合には、法令等に従い事前を取締役会の承認を要することとします。

2 当社の関連会社又は主要株主との取引にあたっては、市場相場等を考慮の上、適正な条件で行うものとし、取引内容や金額に応じて、取締役会や代表取締役等の機関において、その承認を行うものとし、ます。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(行動規範)

第6条 当社は、当社の役職員へ向けた行動規範について制定し、遵守します。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当社は、株主のほか、従業員、顧客、取引先その他さまざまなステークホルダーの利益を考慮します。

2 当社は、ステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を伝えることができる体制を整備するように努めます。

(内部通報)

第8条 当社は、役職員等からの法令違反等の通報窓口として、内部通報制度を設け、周知し、コンプライアンスの強化に努めます。

第4章 適切な情報の開示

(情報開示)

第9条 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示します。

第5章 取締役会等の役割

(取締役会の役割)

第10条 取締役会は、株主の委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、もって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上について責任を負います。

2 取締役会は、前項の責任を果たすために、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、重要な経営方針の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

(独立社外取締役の役割)

第11条 当社は、多様な専門知識や経験を有した独立社外取締役を選任することが、取締役会の意思決定及び監督機能に有用であると考えます。

(取締役会議長)

第12条 当社の取締役会議長は、原則として代表取締役が務めます。

2 取締役会議長は、取締役会が効率的に運営され、かつ充実した議論がなされるように努めるものとします。

3 前項の目的の達成のため、議長は年間スケジュールを立て、予め出席対象者に周知するとともに、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮するものとします。

(取締役会の構成)

第13条 当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めています。

(取締役の指名)

第14条 当社の取締役は、社内外から幅広く候補者を人選し、過去の実績や見識、高い経営能力及び倫理観を有するか否か等の観点を考慮の上、候補者を取締役会で決定しています。

2 取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性について考慮し、併せて当社の会社規模等や中長期における戦略をも加味した上で、十分議論の上決定するものとします。

3 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めています。なお、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする旨も併せて定めています。

(監査役の指名)

第15条 当社の監査役は、社内外から幅広く候補者を人選し、過去の実績や見識、高い経営能力及び倫理観を有するか否か等の観点を考慮の上、監査役会の同意を得たうえで、候

補者を取締役会で決定しています。

2 監査役候補の選任に際しては、監査役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性について考慮し、併せて当社の会社規模等や中長期における戦略をも加味した上で、十分議論の上、決定するものとします。

3 当社の監査役のうち、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないものとします。

(独立社外役員の指名)

第16条 当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準等を当社の基準として独立社外取締役を選定するものとします。

(独立社外役員の兼任制限)

第17条 独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社以外の兼任を合理的な範囲にとどめるものとします。また、その兼任状況については、適切に開示するものとします。

(取締役及び監査役の研修)

第18条 取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令順守、コーポレート・ガバナンスその他の事項について、常に能動的に情報を収集し、研鑽をつまなければならないものとします。

2 新任の取締役及び監査役に対しては、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項、各種規程、及びインサイダー取引をはじめとしたコンプライアンスに関する事項を就任前に説明をします。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第19条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときはいつでも、社内取締役、監査役、従業員に対して説明もしくは報告を求め、又は、社内資料の提出を求めることができるものとします。

(取締役会の実効性評価)

第20条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示するものとします。

(取締役の報酬制度)

第21条 当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役の報酬の限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に評価の上、決定するものとします。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第22条 当社は、株主・投資家との対話について、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、継続的に実施します。

2 IR活動は、情報取扱責任者である管理担当取締役を責任者として、適時・適切な情報開示に努めます。

3 当社は、株主との対話の基礎となるIR活動について、稟議決裁やディレクターミーティング等を通じて情報を把握する管理担当取締役がIR活動の大枠を定め、その枠組みに従って、IR担当者が、各部署と連携をとりつつ、取引先等との調整を含めて内容を精査します。内容については、開示前に法務チームにより、内容が適正か、表現が適切かなどといった観点からチェックします。

4 当社では、適時開示ではフォローできない詳細な内容をお伝えしたり、製品の紹介や機能の説明を行うなど、webサイトでの情報の充実に努めます。また、当社webサイトでは、海外の投資家のために、英語での情報の提供に努めます。

5 アナリスト・機関投資家向けに年2回の会社説明会を実施し、当該説明会の資料は当社webサイトで開示します。

6 当社では、株主の意見については、経営陣幹部には、専用のメーリングリストを通じて共有されるとともに、重要な意見については、ディレクターミーティングにて報告され、中長期的な企業価値向上の観点から経営に反映されるように努めます。

7 当社では、インサイダー情報については、内部情報管理規程に従い厳重な管理を行っています。情報の取扱については必要最小限の者に限定し、管理部門による管理のもと、適切な情報の取扱を行っています。また、社内での全従業員に向けたインサイダーについての研修や、取締役に対する研修の実施等を通じて、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する体制を整えています。

以上

付則

本基本方針は2015年12月16日に制定しました。